

○事業の共催等に関する取扱要綱

平成14年3月1日

訓令乙第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市以外の団体が行う事業に対して、市が共催又は後援等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、演奏会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 事業の趣旨及び方法に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 名義後援 事業の趣旨及び方法に賛同することをいう。

(申請手続)

第3条 事業の共催又は後援（名義後援を含む。以下同じ。）を申請しようとする者は、事業が開催される30日前までに事業共催・後援許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第4条 事業共催・後援許可申請書の提出があったときは、市長は内容を審査の上許可又は不許可を決定する。

2 本市が共催し、又は後援する事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 主催者についての基準
  - ア 国又は本市以外の地方公共団体が主催するもの
  - イ 公益的法人又はこれに準ずる団体が主催するもの
  - ウ その他の団体で、次号の基準に該当する事業を行うもの
- (2) 事業内容についての基準
  - ア 事業の内容が、芸術、文化、教育、社会福祉等の振興・向上に資する事業であって、公益性を有し営利を目的としないものであること。

- イ 政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。
- ウ 事業の規模が、本市域又は本市を含む地域にわたるものであること。
- エ 申請の目的が、明らかに施設使用料の減免のためであると認められないものであること。

(3) その他の基準

ア 主催者・申請者の存在及び事業計画が明確であり、主催者の事業遂行能力が充分であると判断されるものであること。

イ 入場料、参加料、出展料等を主催者が徴収する事業については、その経費の算出等について明記をした資料が添付されたものであること。

ウ 主催者・申請者が、松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 審査の結果については、事業共催・後援許可決定通知書(様式第2号)により、市長が申請者に通知するものとする。

4 長が前条第1項の規定による許可を決定した後において、市長が主催者又は申請者による法令に違反する行為若しくは申請内容に虚偽があることを確認したときその他市長が不適当と認めるときは、市長は、当該許可を取り消すことができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令乙第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月21日訓令乙第33号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月9日訓令乙第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日訓令乙第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の事業の共催等に関する取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この訓令による改正後の事業の共催等に関する取扱要綱の規定による様式とみなす。